

産業水道常任委員会会議記録

日 時 令和元年11月11日(月曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前11時 7分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

- ① 水戸市市制施行130周年記念 第44回水戸市産業祭について (商工課・農政課)
- ② 千波湖イルミジヨグ2019について (観光課)
- ③ 水戸市水道事業及び下水道事業審議会の答申について (水道総務課)
- ④ 令和元年台風19号による農業被害の状況について (農政課・農業環境整備課・農業技術センター)
- ⑤ 令和元年台風19号に係る災害対応について (給水課)

(2) その他

2 出席委員(7名)

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 大津亮一君 | 副委員長 | 森正慶君 |
| 委員 | 田口文明君 | 委員 | 黒木勇君 |
| 委員 | 渡辺政明君 | 委員 | 栗原文隆君 |
| 委員 | 内藤丈男君 | | |

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(2名)

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 議長 | 安藏栄君 | 議員 | 田中真己君 |
|----|------|----|-------|

5 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------------|--------|-----------|-------|
| 副市長 | 田尻充君 | | |
| 産業経済部長 | 小田木健治君 | 産業経済部参事 | 川崎幹男君 |
| 産業経済部技監兼農政課長 | 深澤和広君 | 商工課長 | 小林一仁君 |
| 観光課長 | 堀江博之君 | 農業環境整備課長 | 小田博之君 |
| 農業技術センター所長 | 清水健司君 | 公設地方卸売市場長 | 武田和馬君 |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|---|---|---|---|----------------|---|---|---|---|---|
| 上下水道 事業管理者 | 檜 | 山 | 隆 | 雄 | 君 | 上下水道局 水道部長 | 伊 | 藤 | 俊 | 夫 | 君 |
| 水道総務課長 | 梶 | 山 | | 哲 | 君 | 経理課長 | 栗 | 原 | 千 | 尋 | 君 |
| 料金課長 | 倉 | 田 | 佳 | 則 | 君 | 水道整備課長 | 杉 | 山 | 健 | 一 | 君 |
| 給水課長 | 梶 | 山 | | 学 | 君 | 浄水管理事務 所事務長 | 島 | | 孝 | 夫 | 君 |
| 農業委員会 事務局長 | 横 | 山 | 英 | 雄 | 君 | 農業委員会 事務局長 | 吉 | 川 | 正 | 浩 | 君 |

6 事務局職員出席者

| | | | | | | | | | | | |
|--------|---|---|--|---|---|----|---|---|---|---|---|
| 法制調査係長 | 富 | 岡 | | 淳 | 君 | 書記 | 矢 | 吹 | 友 | 鏡 | 君 |
|--------|---|---|--|---|---|----|---|---|---|---|---|

午前10時 1分 開議

○大津委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業水道委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

水戸市市制施行130周年記念 第44回水戸市産業祭について、執行部より説明願います。

小林商工課長。

○小林商工課長 それでは、水戸市市制施行130周年記念 第44回水戸市産業祭につきまして、商工課及び農政課提出資料に基づき御説明を申し上げます。

産業祭につきましては、商工業及び農業を広く紹介する展示や販売、各種イベント等の実施を通しまして、本市商工業及び農業の振興などを図ることを目的に開催をするものでございます。

2の開催日時につきましては、今月11月23日土曜日と24日日曜日の2日間でございます。荒天の際は中止とする場合もございますが、基本的には雨天決行でございます。開催時間につきましては、23日土曜日が午前9時から午後4時、24日日曜日は午前9時から午後3時までとなっております。また、開会式につきましては、23日土曜日の午前9時からとり行う予定としております。

3の会場につきましては、昨年度と同様に青柳公園市民体育館「リリーアリーナMITO」で開催をしてみたいです。資料の裏面に会場の案内図を掲載するとともに、当日のチラシを添付させていただいておりますので、後ほど御参照のほうをお願いいたします。

続きまして、5の開催内容でございますが、商工祭部門につきましては、技術、伝統工芸、健康、環境をコンセプトといたしまして、水戸の地場産業展を初め、飲食コーナーや県産品特設コーナーによる販売等のほか、子ども向けイベント、体験イベントなども実施をしてみたいです。

また、農業祭部門につきましては、地産地消をコンセプトといたしまして、農産物共進会による品評会を初め、農畜産物の直売や飲食コーナー、農機具の展示・販売などを実施をしてみたいです。

さらに、ステージイベントといたしまして、バンド演奏やチャリティーオークションなどを実施をしてみたいです。

なお、6の今回の新たな取り組みといたしまして、e-sport体験プレイやスポーツ自転車の試乗体験など、体験コーナーの充実を図るとともに、台風19号による被災者支援といたしましてのチャリティーオークションを実施をしてみたいです。

説明につきましては以上でございます。

○大津委員長 内容について、何か御質問等がございましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ないようですので、次に、千波湖イルミジヨグ2019について、執行部より説明願います。

堀江観光課長。

○堀江観光課長 それでは、千波湖イルミジヨグ2019について、観光課提出の資料により御説明させていただきます。

千波湖イルミジョグ2019につきましては、夜の美しい千波湖を演出するとともに、さらなるにぎわいの場の創出、本市のイメージアップの向上を図ることを目的として、光とジョギングを融合させたイベントを開催するもので、今回で3回目となります。

日時は、12月7日土曜日、午後6時から8時まで。千波公園を会場に開催いたします。募集定員は700名です。参加者特典として、蛍光ブレスレットをお一人5個までお渡しするほか、ゴール後にアンケートに回答していただいた方に缶バッジをプレゼントいたします。

内容としまして、参加者は発光するアクセサリー等を身につけ、ゆっくりとしたペースで千波湖畔1周をジョギングします。クリスマスツリーが輝く親水デッキ前からスタートし、園路をライトアップした光の道エリアを通り、千波大橋付近のフォトスポット等で一息ついていただき、さらに、ちょうちん装飾をメインとした和のエリアを通り、最後は参加者みずからキャンドルロードをつくり、ゴールとなります。千波公園内に設置する電飾やキャンドルとあわせ、参加者自身がそれぞれ光を演出することで、来園者にもきれいな夜の千波湖を楽しんでいただけるというものです。

広報につきましては、チラシ配布や各種メディアによるPRのほか、PR動画の配信などを行ってまいります。

今回の特色、変更点といたしましては、募集定員を昨年の実績から、昨年の500名から700名にふやしております。また、イベント参加者に夜のジョギングをより楽しんでもらえるよう、コース内に光の道エリアと和の灯りエリアを新たに設けてございます。

関係団体と連携した取り組みとしましては、当日に水戸商工会議所青年部が主催するYEG WINTER FES と連携し、親水デッキ周辺において、装飾やステージイベント、飲食ブースの設置などにより相乗効果を上げ、参加者により楽しんでいただきたいと考えてございます。

詳細な内容につきましてはチラシを添付しておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

説明につきましては以上でございます。

○**大津委員長** 内容について、何か御質問等がございましたら発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、次に、水戸市水道事業及び下水道事業審議会の答申について、執行部より説明願います。

梶山水道総務課長。

○**梶山水道総務課長** それでは、お手元の水道総務課提出の資料に基づきまして、水戸市水道事業及び下水道事業審議会の答申につきまして御報告をいたします。

初めに、水戸市水道事業及び下水道事業審議会への諮問につきましては、水道事業が経営環境の変化に適切に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続することが可能となるように、水道事業の基盤強化について審議会に諮問をしたものでございます。

具体的には、経営戦略の策定についてでございます。参考といたしまして、別紙1として、諮問書の写しを添付してございます。

今回、諮問をいたしました審議会は、学識経験者や公募により委嘱をされた市民を含む15名により組織

をされております。

資料にお戻りいただきまして、次に、審議会の経過につきまして御説明します。

平成30年7月13日から令和元年10月17日までの7回にわたり審議を行いまして、10月29日に答申を受けたところでございます。答申につきましては、お手数でも、別紙2をごらんいただければと思います。

今回、水戸市水道事業経営の基盤強化についてということでしたので、今回策定をいたしました経営戦略を別冊にていただいております。なお、答申に当たりましては、今回策定をいたしました経営戦略の実現及び円滑な推進に向けて、審議会から3点の要望がなされております。

1点目には、令和2年度に平均13.7%の水道料金の改定を行うほか、水道料金の体系につきまして、基本水量を8立方メートルから6立方メートルへ引き下げる。また、従量料金については、増進度を1.57倍に改めること。

2点目といたしまして、令和2年度に実施する給水装置工事に関する手数料の改定については、別紙に記載のとおり実施をすることとなっております。なお、別紙のほうですが、設計審査や工事完成検査の一部として給水工事業者の指定に関する手数料を改めること、また、指定給水装置工事業者につきまして、新たに更新の制度が導入されますので、更新登録の区分を設け、指定手数料につきましても設けることとなっております。

3点目といたしまして、この答申を踏まえまして、水道料金等の改定を行うに当たっては、他の公共料金等の改定状況等も勘案し、市民生活に与える影響について十分考慮するよう要望がなされたところです。

続きまして、今回答申をいただきました経営戦略について、概要をまとめておりますので、お手元の資料別紙3をごらんいただきますようお願いいたします。

1の経営戦略の策定の趣旨でございますが、水戸市水道事業は、現在、市民生活や都市活動に必要なライフラインとなっております。近年、節水機器の普及などによる水需要の減少に伴いまして、給水収益が伸び悩んでおります。その一方で、水道施設の老朽化が進み、施設の更新や耐震化に多大な費用が必要となることを見込まれております。水道事業は、料金収入より経営を行う独立採算制を基本原則としておりますので、今後も経営環境の変化に適切に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続することが可能となるよう、中長期的な経営の基本計画として、水戸市水道事業経営戦略を策定するものでございます。

2の計画期間につきましては、令和2年度から令和16年度までの15年間としてございます。

3の効率化・経営健全化に向けた取り組みの方針といたしまして、(1)経営基盤の強化、(2)投資の合理化、(3)災害対策の強化、以上3つを柱として取り組むこととしております。

4の投資・財政計画でございますが、(1)投資試算におきましては、アセットマネジメント2020において算出をいたしました今後40年間の更新事業費は、設計費、新設費用を含めまして1,406億円となったところでございます。

(2)の目標指標におきましては、口径300ミリメートル以上の管路につきまして、計画期間終了時における目標値といたしまして、耐震化率、耐震適合率を定めたものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

(3)の財政指針におきましては、1つ目といたしまして、管路、施設の更新に取り組むため、アセットマネジメントにおいて算出をしました事業費を確保すること。2つ目といたしまして、中長期的に企業債残高の低減を図るため、計画的な借り入れを行うこと。3つ目といたしまして、大規模災害や事故等においても、資金的な対応が可能となるよう、経営戦略の期間中におきましては、建設改良積立金約8億円を維持していくこととしております。

ただいま御説明いたしました財政指針を踏まえまして、料金水準等の検討を行いました結果、令和2年度に13.7%の水道料金の改定の実施と、令和2年度以降、経営戦略期間中の企業債の借入額につきましては、償還金の120%とすることが必要であるとの結果となっております。

なお、詳細につきましては本編に記載しておりますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

なお、今後の予定といたしましては、本答申にもございますように、市民生活への影響についても十分に考慮した上で、12月議会に水戸市給水条例の改正案を提出する予定でございますので、よろしくお願いたします。

説明につきましては以上でございます。

○**大津委員長** 内容について、何かご質問等がございましたら発言をお願いします

黒木委員。

○**黒木委員** 今、水道事業経営の基盤強化についての答申を踏まえた説明がありましたけれども、内容を確認する前に、以前の答申を受けて料金改定を行った年月、あと答申の数字に対して、水戸市で議決して実際に上げたパーセンテージというのを、ちょっと参考までにお示しいただきたいと思います。

○**大津委員長** 梶山水道総務課長。

○**梶山水道総務課長** ただいまの黒木委員の御質問にお答えをいたします。

前回の料金改定を平成26年4月1日に実施しております。この料金改定に当たりましては、前年に審議会を開催して、答申をいただいて、それを踏まえて行った経緯がございます。前回の審議会における改定率につきましては、11%の答申をいただいたところでございます。それで、実際に議案として提出をさせていただき改定率につきましては、7.9%にさせていただいております。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 平成26年4月1日に7.9%の改定をされて、今日までこの料金体系で経営されておられたんですけども、この7.9%の改定率で運営されてこられて、今回は13.7%という答申が出ましたけれども、前回よりも大きなパーセンテージになっておりますけれども、7.9%の改定率で経営されてきたこの期間の経営というのは、どのような実施で実績が上がって、また課題があるので今回は13.7%という数字になったかと思うんですが、そのようなこの期間の状況等を御説明いただければと思います。

○**大津委員長** 梶山課長。

○**梶山水道総務課長** ただいまの黒木委員の御質問にお答えをいたします。

まず、7.9%の改定をさせていただきまして、その間5年間やっていて、経営状況はどうだったというような御質問につきましては、改定に当たりまして目標の指数を定めてございます。例えば、老朽铸铁管の

更新ですとか石綿管の更新、そして、耐震適合率の向上というようなものを指標として設けさせていただいております。

老朽铸铁管につきましては、全計画期間中にほぼ解消しております。石綿管につきましても、令和4年度の解消に向けて、前回の目標値よりも高い数値で推移をしてございます。また、耐震適合率、耐震管への対応につきましても、これも目標値を上回るような形で進みました。前回の料金改定時に7.9%ということで上げさせていただきまして、そのほかにも私どものほうとしてできるだけその歳入を確保しようということで、国庫補助金ができるだけ適用となるような形で、財源の確保に努めたところでございます。当初は89億円の事業費を見込みまして、国庫補助金を入れまして89億円を上回る歳入の確保に努め、実施をまいりました。

今回は前回等よりも高い改定率というようなことで、これはどういったことでそうなっているのだというような御質問もあったかと思えます。今回、財源の試算をするに当たりまして、私どもの歳入といいますと、国庫補助金と企業債と水道料金収入というようなのが三本柱になってございます。この水道料金収入を経営戦略の中でも検討しているところですが、年々減ってきております。人口につきましても、減少をしているというようなことでございますので、実際に私どもでの料金収入が現行よりも下がっていくというような予測をしてございます。

その一方で、事業費につきましては、高度成長期に整備したものが耐用年数を迎えるということで、改修のための投資をしていかなければならないということで、どうしても市民の皆様へ安心、安全な水を確実に届けるということであれば、こういった施設や管路の更新をきちんとした計画のもとで行っていく必要があるというようなことで、事業費を算出させていただいて、今回の料金改定が13.7%必要だろうというようなところでの答申をいただくような結果になったのでございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 日本全体が人口減少に突入しているという時代背景の中で、今、御説明がありました料金収入が少なくなっていくというのはわかります。その上で、家計への負担というのは、もう毎月間違いなくふえていきますので、この13.7%の改定率にしたとき、平均的な家庭における負担の増加というのはどういう数値になるか、試算されているのであればお示しいたきたいです。

○大津委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

13.7%の平均改定を行った場合に、一般的な御家庭でどの程度の負担増になるかというような御質問につきまして、一般家庭で、口径20ミリメートルの給水管で水道を引いていただいて、1カ月当たり水量20立方メートルをお使いになっている御家庭が平均的というような形で私どもは捉えております。この場合、消費税10%を含みますと458円の値上げになるというようなことを見込んでおります。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 458円は1カ月ということでよろしいですか。

○梶山水道総務課長 はい、そうです。

○黒木委員 458円、1カ月である。国でよく示されるのは、御夫婦で扶養する子どもさんがお2人いる

4人家族が平均的なのかなというのがあります。ちょっとその部分、また答弁いただきながら、それ含めて、下水道料金という、組織が上下水道一緒に当市はなりましたので、下水道料金というのは今までは使った水道料金に合わせて料金が設定されておりますので、下水道料金への影響というはあるのかどうなのか、この2点をお伺いしたい。

○大津委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えします。

一般的な家庭というところで、御夫婦とお子様2人を私どもも想定はしてございます。使用水量をずっと見ますと、やっぱり20立方メートルぐらいですので、それが一般的な家庭であるというふうに私どもで考えておりますので、先ほど黒木委員さんがおっしゃったような、夫婦2人とお子様2人という部分でよろしいかと思えます。

次に、下水道の使用料金ですが、下水道料金の算定の根拠となる使用水量につきましては、水道の使用水量を用いて算定をしております。ただ、料金体系につきましては、水道と下水道はそれぞれ別の料金表を持っておりますので、今回は水道の料金表の改定でございます。下水道の料金表の改定については、水道と同時にというようなことはないということでございます。

○大津委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 今、課長からる水道事業の将来を見据えたような中での御説明をいただきました。今回、答申をいただいたというようなことは、これは私は尊重すべきものというふうに、まずは感じております。

その中でね、今、黒木委員さんからもお話がありましたように、平成26年の折には7.9%の値上げと。ただ、その当時は消費税が5%から8%に、3%上がったというような中で、最初の答申をいただいた改定率では市民に負担が多いただろうと、たしか議論されたというふうに記憶をしております。そういうものを鑑みて、また今回も10月から消費税が2%上がって、10%になったところでございます。そういうものを考えますと、この13.7%は健全に水道事業を運営していく、基盤強化するためにそういう数値が出されたことだとは理解しております。

今、黒木委員からの質問にもありましたように、給水人口がどんどん減少していくと、また各家庭の節水をしようといういわゆる自己防衛の本能などもどんどん高まっていると。それは諸般の物価が上がったり、消費税が上がったりというようなものに各家庭の中の対抗策として、そういうものが今後この収益の部分を押縮してくるのかなというような気がいたしております。

したがって、この13.7%という数字を、例えばこれが正当な金額であるとして市民に伝えた場合、やはり今、家庭生活の中で値上げ値上げで来ているので、この水道のほうとしても値上げしなくちゃ、今後の長期的な展望に立った場合、この数字が必要だというのはよく理解できるんですけども、今のこの現況の中で、この13.7%と、10月に上がった消費税2%を足すと15.7%になっちゃうんですね。そういうものを踏まえると、この答申の13.7%を長期的な展望に立った上で、例えば企業債の償還等についてもしっかり見込みを立てながら、ぎりぎりのところに、もう少し金額を下げていくべきなのかなというふうに感じております。

この値上げ等については同意するんですけども、果たしてこれだけの数字としていいのかどうか、我々委員会としてもちょっと感じる、ちょっと不安だなというようなところもありますし、今、黒木委員からお話があった、家庭の中でそういう値上げに対しての危機感みたいなものを持っているでしょうから、その辺のところを踏まえながら、老朽管の布設がえとか、耐震化というのもこれ求められておりますし、その辺のところでもどれぐらいまで数字を下げるができるのか、そういうところをもうちょっと精査すべきではないのかなと。課長に言っても、あれなんですけれども、そういうような気持ちを私は持って、同意はするんですけども、この数字をもう少し再検討するような余地があるのかどうか、部長さんあたりどうなんですかね、課長に言ってもあれなんで、もしその辺のところを考慮いただければというところですよ。

○大津委員長 伊藤上下水道局水道部長。

○伊藤上下水道局水道部長 今回の渡辺委員の御質問にお答えします。

10月29日に水道事業の審議会から答申をいただいた13.7%、この改定率については真摯に受けとめて、今後の事業の中で展開していきたいということで考えてはございます。

しかしながら、今、黒木委員、渡辺委員からありましたように、今、消費税の値上げ、市民生活に与える影響というのが非常に大きいという状況でございます。この答申書にもございますように、3にはなるべく市民に影響、負担がないようにという文言が、要望として記載されている状況でございます。そういったものを踏まえて、今後、もう一度この答申を踏まえて、部内で協議をしていきながら、御意見をいただいた部分について協議してまいりたいということで考えてございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 我々委員会としてもね、出たものの都合が、同意なんだけれども、そのままそっくりね、同意というようなことも、ちょっと、我々委員会としても少しね、検討する余地があるというのが全員の意見だと思いますので、ぜひ検討していただいて——これ12月の議会に提案するんですよ。ですから、検討期間も含めた上で、再度そういうのについてお諮りをいただければなといったようなことをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○大津委員長 改めて……

渡辺委員。

○渡辺委員 12月の議案として提案するとしたら、21日に委員会がありますよね、議会前の。それぐらいの期間だったら、ある程度、チェックとか協議とか、また見直しとか、そういうのができるかなとは、個人的にはですよ、思っているんですけども、その前に例えば協議が進んだというようなことになれば、その前でも委員会を開いて、もう一度、その結果を聞いた上で、全員で、意見を頂戴した上で、議案として提出するというような流れでもいいのかなと思いますので、私は委員長、副委員長にその辺についてはお任せをしたいと思います。

○大津委員長 それでは、今、渡辺委員から、この報告案件について21日の委員会前に改めてそのような報告ができれば、委員会を開催してはどうかというような御意見がございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

黒木委員。

○黒木委員 すみません、その際にちょっと資料をいただければありがたいんですけども、今日いただいた資料の中にもなかったんですが、県内の他市の水道料金体系の実態ですね、数字的なもの、比較対照できるようなもの、また、他県の同じ規模の人口の水道の料金体系の比較できる対象のようなものがありましたら、提出いただければと思います。水戸市の水道料金は安いんですよという話はよく聞くんですが、比較できればありがたいと思います。

委員長に取り計らいを。

○大津委員長 それでは、ただいま黒木委員から請求のありました資料につきまして、委員会として執行部に対し提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

また、先ほど渡辺委員からお話がありました件に関しまして、日程に関しましては正副委員長一任というような形でよろしいですか。改めて日程をとらせていただく。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 もう1点、なお、改めて日程調整をした場合に、その当日の出席説明員等につきましても、正副委員長一任という形でもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ありがとうございます。

では、御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、令和元年台風19号による農業被害の状況について、執行部より説明願います。

深澤技監兼農政課長。

○深澤産業経済部技監兼農政課長 それでは、令和元年台風19号による農業被害の状況について御説明いたします。

農政課、農業環境整備課、農業技術センターの連名で提出の資料をごらんください。

1の被害状況でございますが、表の上から順に各項目の主な内容を、概算被害金額について御説明いたします。

まず、農業集落排水設備につきましては、飯富地区の処理施設1カ所のほか、中継ポンプ21カ所の浸水による機能不全により4億6,000万円、2番目の土地改良施設・設備、農地等につきましては、用水機場、排水路等の浸水による機能不全、土砂堆積及び農地14ヘクタールにおける土砂堆積により9億4,000万円、3番目の農作物につきましては、露地ネギ、柔甘ネギ、大豆、ハウレンソウ、イチゴ等156ヘクタールが被害を受け4億円、4番目の農業用ハウスにつきましては、パイプハウスの全壊1棟、

中破・水没104棟で4,000万円、5番目の農業機械・倉庫等につきましては、水没、浸水等により2億3,800万円の被害となっております。

以上、5項目合計の概算被害金額は20億7,800万円でございます。

次に、2の共同利用施設等の復旧状況でございますが、共同利用施設につきましては、激甚災害に指定されたことにより、市が災害復旧事業として工事を実施するものでございます。

(1)の農業集落排水設備につきましては、10月22日に仮設の処理設備を設置し、供用している状況でございます。なお、農業集落排水の10月分の使用料につきましては、一部損壊以上の被災者の方は免除とし、断水があった地区については基本使用料の2分の1を減額することとしております。

(2)の土地改良施設・設備、農地等につきましては、現在、被害状況を精査しており、災害復旧事業の準備中でございます。

裏面、2ページをごらんください。

3の営農に係る支援策でございますが、(1)の農作物の改植・樹勢回復につきましては、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例の適用申請を準備しており、この適用により種苗の購入費、病虫害防除用薬剤の購入費等について補助を行う予定でございます。

(2)の農業用ハウスの再建・修理につきましては、国より、強い農業・担い手づくり総合支援交付金による支援策が示されております。補助率は、国3分の1に加え、県及び市の協調補助となり、県及び市の補助率については協議中でございます。なお、農業共済に加入しておりますハウスにつきましては、支払われる共済金と補助金の合計金額が一定の水準を上回った場合には補助金が調整される場合がございます。

(3)の農業機械の購入・修理につきましては、(2)の農業用ハウスの再建・修理と同様の支援内容となっておりますが、先週7日木曜日に追加支援策が示され、この中で一定の要件を満たした場合には、国の補助率が引き上げられることとなっております。

(4)の資金の借入につきましては、(1)の農作物の改植・樹勢回復と同様に、県条例の適用により融資を受けた場合に実質無利子化となるよう利子補給を行う予定でございます。

(5)の営農指導につきましては、被災した新規就農者、認定農業者、ブランド農産物である柔甘ネギ等の主要作物の生産者を巡回し、営農相談及び営農指導を行っております。

(6)の農地内に堆積した稲わらごみの処理につきましては、地域ごとに農家による収集チームを編成し、収集作業と仮置き場までの運搬作業を行うスキームを関係者と調整中でございます。

資料については以上でございますが、被災された農村地域が一刻も早く平穏な生活を取り戻し、農業者には営農を再開していただけますよう、迅速かつきめ細かに対応してまいりたいと考えております。このため、これに必要な予算につきましては、補正予算等で対応してまいりたいと考えておりますが、早急な対応が求められるものにつきましては、補正予算の専決処分や予備費からの支出も行ってまいりますので、あらかじめ御承知おきいただきますとともに、御理解くださいますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○大津委員長 内容について、何か御質問等がございましたら発言をお願いします。

渡辺委員。

○渡辺委員 今回の台風19号並びに21号ですか、その大雨等で甚大な被害を被った飯富、国田の皆さんには本当に心からお見舞いを申し上げたいなというふうに思っております。まだそういう瓦れきが、道路脇などにもありますし、本当に一日も早い復旧が求められておるところかと思えます。

今、課長さんよりその被害の状況とその対応について、るる御説明いただきましたので、ぜひ、一日も早い復旧のために御尽力をいただきたいなというふうに思えます。

それで、早急にしなくちゃならないという優先順位としては、どういうふうを考えていらっしゃるんですか、この対応の中で。専決処分ですらでいっていきないうふうな話があったと思うんですけども、そういうのがわかればちょっと教えていただければ。

○大津委員長 小田農業環境整備課長。

○小田農業環境整備課長 ただいまの渡辺委員の質問にお答えいたします。

優先順位といたしましては、資料の1番の農業集落排水設備、これは浸水したことによって、昨日、県が聞いたということで、現在、仮設備で運転中です。これを早急に本稼働できるような工事を、設計を、発注を今後進めていくことで、今進めているところでございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 本当に生活に密着した、直接かかわるものなので、農業集落排水の施設はここに4億6,000万円の被害ということになっておりますけれども、そうすると、今、課長の話は施設を復旧する設計とか、そういうものに当たっているということでもよろしいんですね。大体どれぐらいかかるんですか、概算でいいですけども。

○大津委員長 小田課長。

○小田農業環境整備課長 現在、仮設備を設置しております、その機械の運転に約2,000万円ぐらいかけております、そのほかに今後、本設計、本体工事のほうで4億円近くかかる予定で計画しております。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、この仮設備でも2,000万円ほどかかっているということなんで、かれこれ1年ぐらいかかっちゃうのか、この仮の設備というのは、ここに置いてある施設は。

○大津委員長 小田課長。

○小田農業環境整備課長 お答えします。

機械の製造とかに半年近くかかりますので、それから現場工事が始まりまして、本復帰までには1年ぐらいかかるんでないかと想定しております。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 1年ね、皆さんに御苦勞をかけた、本当に心が折れないようにしていただきたいなというふうに思っております。

それと、9月から台風15号、それで今度の19号で、21号はそれたんですけども、大雨が降ってこういうふうになったと。共済の取り扱いというのはどういうふうになるんですかね。こんなに連続して来ちゃったと。例えば、台風15号で直したところが19号でまた壊れちゃったとか、また流されちゃったとかいった場合、どういうふうな対応になるのか、それをちょっとお聞かせください。

○**大津委員長** 深澤農政課長。

○**深澤産業経済部技監兼農政課長** ただいまの農業共済の取り扱いに関する御質問でございますけれども、一旦直した設備がまた被災した場合であっても、直した状況を共済で完了ということで確認して、一旦、共済金が支払われましても、また、それが被災したということであれば、再度共済の対象になるということでございます。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 農業に従事している方にとってみると本当に二重に被災する方も出てくるのかなど。せっかく直ったのに、またとか。機械なんかも水没しちゃったりしたものに対して、共済には、そういうのも補填できるような条項というのはあるんですか。

○**大津委員長** 深澤課長。

○**深澤産業経済部技監兼農政課長** 農業共済については、農業機械共済というのもございます。それで、今回の被災地の方で、その共済に加入していた方を水戸地方農業共済事務組合に問い合わせたところ、農機具については残念ながら1件だけということございました。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** やっぱり、本当に備えあれば何だだろうね。まさかここまで、ということが入らない方もいらっしたんでしょうけれども、岩根地区とか、あの周辺ですと、今後も何かの影響もあるんでしょう。集中的な雨量がね、今まで計算できたものと違ってくるということは、また再度起こるような気もいたしておりますので、例えば、この治水についても、この農業サイドのほうからしっかりと国のほうに早急な対応、対策をとるように、要望していく必要もあるんじゃないかと思うんですよね。

これ、抜本的なものを直さないと、雨量が多いとまた同じことを繰り返すような気がしてしょうがないんですよね。ですから、それが今まで我々が考えていた1時間20ミリメートル、30ミリメートルでも多いのが、今50ミリメートルぐらい降っちゃうわけですから、そういうのもきちっと踏まえた上での対策も必要かなというふうに、ちょっと感じておりますので、ぜひ、関係部署との連携を密に図っていただければというふうに思っております。

20億円近い、今回、災害復旧復興部分で、水戸市として生活再建も含めた、また農業の自分たちの仕事の再建も含めたきめ細かな対応を、お願いをしておきたいと思います。

以上です。

○**大津委員長** ほかにございませんか。

黒木委員。

○**黒木委員** すみません。農作物の被害は4億円ということなんですが、旧常澄地域の農作物も含まれているということでもよろしいのでしょうか。

それともう1点ですが、保険に関しまして、稲を刈る前に水没しちゃってだめになると保険がおりるけれども、刈っちゃって倉庫に入れておいた米が——14日に岩根に行きましたら、稲刈りをして1年分、食べる分の米を倉庫に入れておいたら、もう天井まで水が来てしまって、1年分の米は廃棄せざるを得ないという方の話を伺いましたが、その確認させていただきたいのと。その2点を確認したい。

○大津委員長 清水農業技術センター所長。

○清水農業技術センター所長 ただいまの農業被害の御質問にお答えいたします。

この作物につきましては、全体で20品目程度ございまして、一番被害額が多いものにつきましてはネギでございます。ネギだけで1億7,000万円ほどの被害がございます。そのほか、面積におきましては、大豆とか、それからデントコーンですね、こういったものが、こういう状況でございます。

米につきましては25ヘクタールほど、被害金額にしましては2,100万円という報告をさせていただいております。

以上でございます。

○大津委員長 すみません、質問の内容が農作物被害に常澄地区が含まれているのかという部分の質問なんですけれども。

○清水農業技術センター所長 大変失礼いたしました。

常澄地区については水稲が一部含まれてございます。主に、そういったことで野菜関係は常澄地区以外のところが多いという状況でございます。大変失礼しました。

○大津委員長 じゃ、米の部分は、深澤課長。

○深澤産業経済部技監兼農政課長 黒木委員の2つ目の保管米についての御質問にお答えいたします。

先週7日木曜日に国から示されました追加支援策の中で収穫後に倉庫等に保管していた米、いわゆる保管米というふうに呼んでおりますが、これが浸水により被害を受けた農家については、営農再開に向けた土づくりや種苗等の資材の準備等の取り組みに対する経費について、10アール当たり7万円を支援するというふうに示されております。

保管米の被災状況の確認方法ですとか、それから補助を受けるための要件等の詳細につきましては、今後示されていくと思われまので、現時点ではちょっと不明な点が多い状況でございます。ただし、事業名が被災農家営農再開緊急対策事業という名前の事業で対応ということで、営農再開に係る支援というふうに捉えることができると思われますので、全般的に被災した保管米に対する金銭的補償ではないのではないかとこのように思われます。

現時点での情報としては以上でございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 わかりました。農業を営む方々の支援策はさまざま国のほうでも今、説明ありましたように政策をつくっている最中かと思いますが、被災に遭われた農家の方々がまた農業を営めるように、しっかりと国、県との連携を図りながら、対応を迅速に適格に進めていただきたいと要望いたします。

○大津委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ないようですので、次に、令和元年台風19号に係る災害対応について、執行部より説明願います。

梶山給水課長。

○梶山給水課長 それでは、先日の台風19号に係る災害対応について御報告いたします。

給水課提出の資料をごらんください。

10月13日、楮川浄水場より国田の配水池に供給しています口径300ミリメートルの送水管が河川の浸水により道路崩壊し、損傷し、国田地区の一部で断水が発生いたしました。職員により応急給水を実施いたし、また仮配管を敷設し、10月19日に通水、断水を解消いたしました。

裏面に、断水地区、水道管の被害箇所の位置図を添付してございます。御参照ください

なお、国田地区の断水世帯につきましては、半月分の基本料金の減額、浸水被害に遭われました世帯につきましては、今までの使用料からふえた使用料を減額することといたします。

以上、報告終わります。

○**大津委員長** 内容について、何か御質問等がございましたら発言を願います。

渡辺委員。

○**渡辺委員** 災害で、こういう水道の断水まであったということで、本当に驚いているんですけども、過去にはこういうことはあったんですか。

○**大津委員長** 梶山課長。

○**梶山給水課長** さきの東日本大震災のときに国田橋に、ちょうど今回被害に遭った先に国田橋がございまして、そこに添架している管の破損がございました。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** きっと弱いところなんでしょう。前にもあったということなんで、老朽管とかそういうようなものと関連してくるんでしょうけれども、今後、弱いところとか、壊れそうとか、そういうところのチェックを厳しくしていただきたいなというふうなことを要望しておきます。

○**大津委員長** そのほかございますか。

黒木委員。

○**黒木委員** すみません、300ミリメートルの管が150メートル損傷と。勝手に亀裂が入って、こういう管が破損するというのは、何が原因で割れるんですか。

○**大津委員長** 梶山課長。

○**梶山給水課長** 今回は道路に埋設してあります300ミリメートル、あと、うち以外にも東京電力、KDDIの管が埋設してありましたが、道路が崩落しまして、埋設されている管全て流されてそれにより継ぎ手部分が離れてしまい、こういう状況になってございます。

○**大津委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、次にその他に入ります。

委員より何かございましたら発言を願います。

渡辺委員。

○**渡辺委員** ちょっと詳しく聞きたいなと思っていたのは、この間の行政改革調査特別委員会で植物公園を公園緑地課のほうに移管するというような話を聞いたんですけども、それについて、例えば植物公園といっても、あそこの中には農業技術センターとか、いろんな施設が入っていますよね。温水プールなんかも

あるしね。そういうのはどういうふうになってくるんですか、その組織がえというのは。その辺のところ、ちょっと聞かせてください。

○大津委員長 清水農業技術センター所長。

○清水農業技術センター所長 ただいまの御質問でございますが、今、園芸指導センターと、それから植物公園が一緒になって農業技術センターという組織になってございます。今まで、余熱を供給していただいた清掃工場がなくなることもございまして、今後、園芸指導センターにつきましては、農業を純化、農業に専門的に当たろうということですね、農業、施設園芸が盛んな内原地区へ事務所を移しまして、そちらで専門的に、特に農業のICT化とか、それからブランド化、こういったものに当たっていこうという計画になってございます。

そして、植物公園につきましては現在地で、温室等に新たな熱源を備えまして、今後ともあの場所で継続していくということになります。事務所等については引き続き植物公園のほうで管理、それから、運営していくということになってございます。

これを来年、令和2年度からは公園緑地課に移管して運営していこうということでございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 あそこに、いわゆる農業技術センターというのはないんだね、そもそも、あったんだっけか。今、園芸指導センターと言ったよね、あと植物公園が2つですよ、今のお話だと。すると、農業技術センターというのはないのか、あったのか。

○大津委員長 清水所長。

○清水農業技術センター所長 申しわけございません。ちょっと説明が足りなかったようでございます。

組織としては、農業技術センターというのがございまして、施設名としては、植物公園と、それから園芸指導センターでございました。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、農業技術センターがあそこにはあって、その中にこの園芸指導センターと植物公園があるんですね。それと、園芸指導センターで、ブランド化とか、今、いろいろお話がありましたけれども、あとは米とかね、あといろいろやっていますよね、若い人向けの。それは農業指導センターがやるのか、この園芸指導センターのほうでやるんですか。

○大津委員長 清水所長。

○清水農業技術センター所長 このブランド化とかですね、それからこれまでの作物の研究、栽培、それから種苗の提供につきましては、園芸指導センターということで、組織的には農業技術センターの技術係というのが担当してございましたけれども、こちらで実施しておりまして、この業務自体が令和2年から新課に移るということでございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると内原に移るのが、農業技術センターと園芸指導センターが内原に移るといいんですね。

○大津委員長 小田木産業経済部長。

○小田木産業経済部長 ただいま渡辺委員から質問がございました令和2年度の組織見直しについての御質問でございますけれども、農業技術センターの下にあるものについては、施設の概念として、園芸指導センターと植物公園の2つの施設を持っていると。組織としましては、農業技術センターというところになります。

今回、熱源の供給停止、あるいは今後の植物公園の市民に愛される、そういったリニューアルをしていくに当たりまして、全体的な見直しを行ったというものでございます。

今、御質問がありました農業振興という施設の概念の園芸指導センターの機能につきましては、今後、新しく設置いたします組織、農産振興課の中にその機能を持たせて、ICT化あるいは農産物のブランド化について特化をして、力を入れて新しい組織の中で取り組んでいくと、その組織については、今、内原庁舎のほうに設置をするということで考えているところでございます。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ここで一つ組織が再編されるということで、植物公園が今度は公園緑地課に移管されるということであって、植物公園の機能というものを考えますと、観光行政とか商工行政とも密接に絡んでくるのかなというような気がいたしておりますし、また、今、植物公園のリニューアルを図っているということで、当委員会から今度外れるわけですよ、この植物公園が。やはり委員会同士で、公園緑地課の機能とこちらの持っている機能を、連携したりコラボレーションすることによって、さらに大きな成果が上がるのかなというふうに考えておりますので、今までとは違った新しいスタートというような位置づけを、皆さん一人一人が持って、取り組んでいただかないと、せっかくの植物公園——今までやってきたわけでしょう、あの所長さんのところでね。いろいろやってきたものが、その理念とか信念が大きく曲がってもしようがないですし、また、今度新しい感覚の公園緑地課のほうでのこの植物公園の生かし方ということも考えているのかなと思いますので、ぜひ、その辺のバトンタッチをしっかりとやっていただきたいというようなことをお願いしときます。

以上です。

○大津委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ないようですので、次に当委員会の行政視察についてでございます。

議会の日程等の関係もありますことから、視察の日程につきましては、令和2年1月21日火曜日から1月23日木曜日までの3日間、2泊3日で行いたいと思いますので、あらかじめ御承知おき願います。なお、視察都市及び視察事項等、この後の調整につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 それではそのように決定させていただきます、視察都市等が決まり次第、御報告してまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の産業水道委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時 7分 散会